と原発周辺住民の原子力防災体制も考え、万一に備えた普段からの準備も整えさせているかのような偽装を図り、実は、元々被告自身（政府）が、ＴＭＩ事故発生までは原子炉の立地、許可に際して「原子力防災計画」や「万一の場合に備えた普段からの準備」を不要としていた事実、安全審査の審査対象どころか、その他のどこにも右の二つの要件は、本件許可処分時点には存在していなかった－という事実をゴマかしている。

そしてそうすることで、被告が本件許可処分後より２年２ヵ月後には、自ら認めざるを得なくなった右「原子力防災計画」と「万一の場合に備えた普段からの準備」について、原発立地町の伊方町ならびに周辺市町に原子力防災計画が策定されているかどうか、そして、策定されていた場合でも、それが原子力災害発生の際に実効を有するものかどうか、更に、その計画の対象者である一般公衆及び従業員らが、その計画どおりに対応できるようになっているかどうか、すなわち、普段からの準備がなされているかどうか－を、本件審査および許可処分に際して、全く考慮しなかった失当と違法性を覆い隠そうとしているのである。

（九）電力会社が歯牙にもかけない「－報告書」－美浜町が美浜原発事故を知らされたのは、異常事態発生から２時間４分後だった－

右に示した通り、実際の事故を想定した原子力防災対策は、いずれも本件許可処分の後になって、初めて成文化されたものであることが明かであり、原子力防災対策の策定すらなしに、また、立地町の伊方町にすら原子力防災計画が策定されていなかったにもかかわらず成された本件許可処分の誤りは明白であるが、なお念のため、本件許可処分後に成文化され、被告に報告された「原子力発電所周辺の防災対策について」についても、実のところ、単に国民の批判をかわすために書かれただけの名ばかりの「作文」にすぎないものであることを指摘しておく。

我が国においては、本件許可処分時はもちろんのこと、許可から１５年をすぎた現在に至っても、万一の原発の事故の際に、原告及び立地町、周辺住民らが放射能災害を免れ、被曝から守られることができるような本当の原子力防災対策も、防災計画もないというのが現状なのである。　（以下次号に）

会計報告（'92.12/1～12/31）

収入	
会費	２７、０００
ニュース講読料	４４、０００
コピー代	３、２６０
返金	４０、８８０
計	１１５、１４０
支出	
ニュース印刷代	３０、０００
郵送料	１０、９３９
振替手数料	８１０
資料費	７、７２０
謝金	３、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	６２、７６９
差引	５２、３７１
積立金合計	２、１１１、３６８

伊方訴訟ニュース

第 233 号
1993年１月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

年頭の御挨拶

１９９３年元旦

伊方原発反対八西連絡協議会
代表　広野房一

謹賀新年

明けましてお目出度うございます。

旧年中はたいへんご支援いただきお世話になり有難うございました。本年も一層物心ともにご支援のほどお願い申し上げます。

私たちの伊方原発反対闘争は２４年の歳月を経過致しましたが、数多くの出来事に出会い、闘いはけっして平易なものではありませんでした。総ての出来事を簡単に思い出として語ることはできませんが、記録を後世に残す重大なことも沢山ありました。

１９９２年に於いては、地域住民そして日本にとっても重大な伊方原発１号炉取消裁判の最高裁判決が、去る１０月２９日にありました。提訴後すでに２０年になり、最高裁に移ってからも、７ヵ年あまりを過ぎてから、原告敗訴になったのです。

最高裁では、大半は書類審査であろうと聞いてはいましたが、このような重大な裁判では、一度は審尋もあるのではないかと思っていました。しかし、弁護団そして原告にも弁論の機会もなく判決を迎えたことは大変残念でした。２号炉訴訟の裁判官は裁判にはルールがあると言いましたが、今回の最高裁の判決に至る一連の裁判所の対応は正当な在り方とは私には思えません。如何なる裁判官も、原発問題については不明な点があると思います。それを一度の審尋もなく原告住民を切り捨てたのは、住民不在の判決であり、私たち原告住民は承服できません。

日本に於いては伊方が最初の反原発裁判でありました。愛媛県そして我が伊方町は、判決の結果を見聞して安心したと云っています。何が安心でありましょうか、裁判官は国の言に従っただけなのです。

無謀なプルトニウム利用計画に見られますように、日本の原発推進政策は暴走を始めました。暴走の行き着く先は破滅しかなく、原発に未来はありません。原発は安全なり、事故は数千年に一度か二度と、推進派は云ってきましたが、今日までに、すでにアメリカと旧ソ連に於いて、実物で大事故が実証済みとなり、日本に於いても美浜原発で、あり得ない事故が起こりました。また、どの原発からも廃棄物が出て、その最終処分と管理に何万年も人類が義務づけられることになり、考えただけでも全く恐ろしいことです。

いずれにしましても、伊方の反原発運動は世界に通じる闘いだと思います。１９９２年は再び来ませんが伊方の反原発の闘いは終りではなく、明日に向って正当な主張を続けるため、皆さんのご支援のもと、運動を続けて行くことを誓い、年頭のご挨拶と致します。

石川証人に対する反対尋問の内容

（その２、前号に続く）

伊方原発上空の航空機飛行状態について全く資料なしで判断した

原告　伊方原発の近くに米軍の大型ヘリコプターが墜落したことについて何か知っているか。

石川　原発から１～２Ｋｍのところだったと思う。

原告　米軍機は、どこからどこへ飛行していたのか。

石川　知らない。

原告　周辺住民の受けとめ方については。

石川　当然、問題になっていたことは知っていた。

原告　知事がどう発言したかは。

石川　記憶にない。

原告　さきに、米軍機も日本の行政指導に従う、と云ったが、その内容は。

石川　文章は見ていない。

原告　伊方原発の上空、と云っていたが、上空とはどういう範囲を指すのか。

石川　低空ではないか。

原告　範囲を聞いているのだ。

石川　知らないが、きまっていると思う。

原告　「周辺」の範囲は。

石川　知らない。

原告　「米軍も低空飛行しない」ということを裏付ける資料は。

石川　行政庁から出ていると思う。

原告　米軍機の飛行状態の調査は。

石川　していない。

原告　伊方以外で、航空機が問題になったところは。

石川　島根原発でも。

原告　あなたが云っている行政指導の根拠は航空特例法だが、それは日米地域協定で除外されていることを知っているか。

石川　そういう法律があることは知らなかったが、安全審査会の事務局から、行政指導は米軍にも適用される、と聞いた。

裁判長　証人は科学者だから法文の内容について聞くのは無理ではないか。

原告　主尋問で発言しているから尋ねているのだ。

裁判長　法文も知らないのに、なぜ証言したか、という尋問は無意味だから変えるように。

原告　航空機の墜落の確率がきわめて小さいと判断した資料は何か。

石川　そういう資料があるかどうかも知らない。

原告　伊方原発周辺での航空機墜落についての資料は知っているのか。

石川　知らない。

原告　甲号証にある墜落事故の資料は。

石川　初めて見た。

原告　誰かから聞かなかったのか。

石川　墜落事故はないと、当時聞いた記憶がある。

原告　安全審査した人たちは、皆その程度の知識だったのか。

石川　そう思う。

原告　繰り返すが、日米地域協定で航空特例法が除外されていることは誰からも聞いていないのか。

石川　そうだ。

原告　この甲号証に、そのことが書かれているが、こういうものも安全審査には出なかったのか。

石川　そうだ。

原告　そのほかにも何か資料はなかったのか。

石川　なかった。

原告　安全審査のあとで航空路が変わっていることについては。

石川　知らない。

原告　米国のトラバース原発の近くに航空機が墜落したことについては。

石川　現在でも知らない。

原告　昭和４７年に、伊方原発上空を通る定期航空路が大分、松山間に開かれたことについては。

石川　知らない。

原告　航空特例法が除外されていることについて、安全審査後にも聞かれたことは。

石川　ない。

原告　米軍の低空飛行が全国的に問題になっていることについては。

石川　三沢基地以外では知らない。

原告　国会で取り上げられたことは。

石川　知らない。

原告　通産省の担当官が、米国の原発では航空機墜落の対応をしているところが多い、と最近述べている新聞記事については。

石川　知らない。

原告　高知沖に米軍の訓練空・海域のあることについては。

石川　知らない。

原告　新田原については。

石川　名前だけは知っている。

原告　米軍の訓練空域への飛来回数については。

石川　知らない。

原告　結局、安全審査では資料なしで判断した、ということになるが、それを確認したい。

石川　資料があったかどうかについての記憶もない。

原告　甲号証で提出した伊方周辺の航空路図は見たことがあるか。

石川　伊方ではないが、島根原発の審査では、事務局が似たようなものを出していた記憶はある。

原告　この図では、伊方から約５Ｋｍのところに民間訓練空域があるが、そのことについては。

石川　知らない。

原研とはどういうところ？

原告　履歴によると、証人は終戦の時は１１才ということ。

石川　そうだ。

原告　その数年後に中曽根さんは「今後は原子力」と云ったことを知っているか。

石川　証言と関係ないから答えない。

原告　原研にいた時の地位は。

石川　特別研究室にいた。

原告　原研の理念は。

石川　一口では言えない。

原告　労働組合があったことは。

石川　知らない。

原告　原研が国の安全審査などで果たした役割は。

石川　研究所としてではなく、個人として関わる人はいる。

原告　原研の労働組合が行った原研の役割についてのアンケートの結果については。

石川　とくに証言することと思わない。

放射性気体廃棄物について

原告　原発でできる放射性廃棄物は気体、液体、固体に分類されているのか。

石川　そのとおり。

原告　気体廃棄物にはどんなものが。

石川　クリプトンやゼノンなど。

原告　常に放出しているのか。

石川　風向きなど考慮して放出している。

原告　放出したものの拡散については実験で確かめているのか。

石川　昔、実験的に、ごくわずかの放射能を使ってやったこともある。

原告　伊方の現地では、どうして。

石川　原研などで行った風洞実験などを基礎にしている。

原告　実際と模擬実験では差があるのではないか。

石川　誤差はある。

原告　伊方現地は知っているか。

石川　行ったことはある。

原告　伊方に平地での実験結果を適用するのは無理だと思わないか。

石川　被曝評価には適用できる。

原告　気体廃棄物を放出しているスタックの上では、１時間ほどで死ぬのでないか。

石川　知らない。

放射性固体廃棄物の処分について

原告　固体廃棄物の処理は。

石川　発電所敷地内の貯蔵庫に。

原告　１年間にどれぐらい発生するのか。

石川　ドラムカンにして３００本ぐらい。

原告　事故時には。

石川　事故の種類による。

原告　貯蔵庫が一杯になったら。

石川　増設すればいい。発生量が減ったので以前よりは長く使えるようになった。

原告　永久に貯蔵するのか。

石川　いや、六カ所村に送る。

原告　安全審査当時には。

石川　六カ所村はきまっていなかった。

原告　「原子炉等規制法」によって四国電力が提出しなければならない「説明書」には固体廃棄物の最終処分法を書かねばならなかったのでないか。

石川　申請書に添付されていた説明書を見たかどうか覚えていない。

原告　固体廃棄物の最終処分法が説明書に記載されていないままの安全審査は「違法」と判断した１号炉判決の部分について、どう思うか。

石川　判決についてはコメントできない。

安全審査の「指針」について

原告　「立地」と「設計」の両指針の法律上の位置については。

石川　よく知らない。

原告　「指針」は判断基準か。

石川　それだけではない。

原告　電力会社からの申請書がパスしなかった例はあるのか。

石川　結果としてはない。

原告　「指針」は四国電力も見ることができるのであろう。

石川　もちろん。

原告　それなら、四国電力が１００点取れるのは当然ではないか。

石川　安全上は好ましいことだ。

再び航空機問題について

原告　安全審査委員の中に、航空工学の専門家はいるのか。

石川　いなかったと思うが、専門知識を持っていた人がいたかどうかは知らない。

原告　航空特例法が被告の準備書面に引用されていることは知っているか。

石川　知らない。

（この項終り）

原告準備書面

大事故は必らず起こる
－原子力災害から住民を守る審査を行わず
これを正当とした本件許可処分の違法性－

（１９９２年２月１３日提出）

（その３）

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指摘と主張。

（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告

（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を同列にしている災害対策基本法および施行令

（以上は「訴訟ニュース」２３０号に）

（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。

原発事故は自然災害ではない。災害の原因に人間、即ち、電力会社の行為が関わっている。事故の拡大、沈静化などに、これらの人間、電力会社の対応が密接に関係し、それ故に、住民に対する緊急時の対策も、事故発生源に対する措置と一体となり、連携した形で実施されなければ、有効なものとはなりえない。

また、原発事故による放射能災害は、自然現象による災害とは異なり、人間の五感によって感知しえないものであり、それ故に、防災についても、いわゆる人間の歴史の中で体験してきた経験則によっては到底対処しえないケースが多いことは言うまでもない。自然災害に対する災害対策、防災対策と、原子力、放射能に対する災害、防災対策は、明らかに異なった対策、原子力災害に対応する防災対策が必要であることは誰にでもわかることである。

しかし被告は、基本法の政令において「放射性物質の大量の放出」を災害として認め、その対策を必要と定めておきながら、先の誰にでもわかる原子力災害に対応する具体的な防災対策は、本件許可処分がなされた時点においては策定していなかったのである。

（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった

右に原告が示した「本件許可処分時には、原子力災害に対応する具体的な防災対策は策定していなかった」と強調したのは、実は、右の原告の主張する「自然災害への対応・防災と原子力防災は異なるものであり、原子力防災については、それに対応するものがなければならない」との主張を、本件許可処分から２年２ヵ月も過ぎて後の７９年（同５４年）４月３日に、被告自身が認め、原告の主張通りに、時の内閣総理大臣が、原子力発電に関わる防災対策の再点検を指示し、防災体制の見直しを決定したからである。そして、これにもとづいて原子力安全委員会が「原子力発電所周辺の防災対策について」を決定し、内閣総理大臣に報告したのは、本件許可処分から３年３ヵ月後の８０年（同５５年）６月３０日であり、被告らが、地方公共団体に対し、原子力防災に関わる地域防災計画のマニュアルを作成したのは、本件許可処分から３年６ヵ月後の８０年９月３０日である（伊方町発行「２１世紀にかけるⅡ、電源と共にあゆむわが郷土」パンフ中「原子力防災計画策定（修正）の経緯」、甲３４号証の四。但し、証拠中の５２・１２・３の「判定」は「制定」の誤り）。

（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。

そして更に、右証拠によって明らかな通り、本件２号炉の立地町である伊方町において、町の地域防災計画に名ばかりの「原子力防災計画」が追加決定されたのは、７７年（同５２年）７月２０日であり、制定公表されたのは同年１２月３日である（甲３４号証の四）。即ち、本件２号炉について、四国電力が増設申請をした時点はもちろんのこと、安全審査を終え、本件許可処分がなされた時点においては、立地町の伊方町においてさえ、１９６１年に作られた災害対策基本法をもとにした洪水、地震等の自然災害に対応する全国のどの市町村でも作成している一般の防災計画しか策定されていなかったのである。

なお先に、伊方町が本件許可処分より９ヵ月後に策定したとする「原子力防災計画」を原告が「名ばかりの」と強調したのは、先のページにおいて示した経過によって明白なごとく、被告が地方公共団体に対し「原子力防災対策に関わる地域防災計画のマニュアル」を始めて作成、提示したのは、同町の策定から４年近く後になってからだからである。それまでは、「原子力防災計画」と称するだけで、本当の原子力災害時にどうするのかのマニュアルはなく、わずかに、本件許可処分から２年１１ヵ月後の安全委員会からのマニュアル提示もない状況の下で、伊方町長が原子力防災計画実施細目を制定、告示しただけだったのである。が、いずれにしろ、本件許可処分から何年も後の話である。

（八）原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて普段から準備が必要である－と、明記した原子力安全委員会報告書

念のため、本件許可処分より２年２カ月後に被告の内閣総理大臣（当時）が行った防災体制の見直しの決定にもとづいて、原子力安全委員会と原子力発電所周辺防災対策専門部会（この会も見直し決定後に急造されたものである）による「原子力発電所等周辺の防災対策について」（１９８０年６月）の報告書を見ると、その「序」において、１９７９年３月に発生したＴＭＩ原発事故によって、それまで原告を含め、多くの人々から万一の事故に対する防災体制への不備を指摘、批判されていたにもかかわらず、原子力災害をただ一片の政令にとどめ続けてきた被告が、同事故を目のあたりにした原発立地市町村を含め、全国の国民からの追及と批判をかわしきれなくなり、遂に名ばかりに放置してきた原子力防災体制の見直し、策定をせざるを得なくなったことを、苦渋と矛盾に満ちた文章で告白している。

被告は「序」の前段で「ＴＭＩ事故での周辺住民の待避等の措置は必要なかった」とか「災害対策基本法において、万一の場合に備えて放射性物質の大量放出による影響をできる限り低減するため対策が講じられることになっている」等と臆面もなく書き、それなら、この後に続く「原子力防災対策」の多くの報告を行う必要はないではないか、と読む者の笑いを誘ってしまう。

また、先のＴＭＩ事故においては、事故から１０年目になって初めて明らかにされた核燃料の５２％に及ぶ溶融と、溶けたウランによって、圧力容器の底部に、炭素鋼にまで達する「亀裂」が生じていた（甲３２号証の６参照）－ことを、事故当時に州、政府関係者が知っていたら、当時、ペンシルバニア州が出した「原発から５マイル内（８キロメートル）にいる幼児、妊婦の退避」および「１０マイル（１６キロメートル）内の人々の外出禁止」の勧告に到底とどまることはない、より広範囲で徹底した退避措置がとられていたことは確実である。

しかし、被告らの罪隠しと泣き言にかかわらず、ＴＭＩ事故の衝撃は、この報告書を作成せざるを得ないところへ被告らを追い込んだ。すなわち、「序」の後の「原子力防災対策の特殊性等」において、「原子力防災対策には、一般防災対策活動に共通あるいは類似するものに加えて原子力に特有なものがある。原子力防災対策の特殊性としては、異常な自然現象または大規模火災もしくは爆発に起因する災害に係わる対策とは異なり、自らの判断で対処できるためには、放射線等に関する概略的な知識を必要とすること等が挙げられる」と認め、「災害対策基本法に基づいて原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて種々の活動を円滑かつ有効に行われるよう普段から準備が必要である」と、「原子力防災計画の必要性」、「万一の場合に備えた普段からの準備の必要性」を明確に認めたのである（甲３４号証の５）。

それは裏返せば、被告らは本報告書決定もしくは、被告が同委員会に見直しを求めた時点までは、本件許可処分を含め、原子炉の立地決定および許可処分に際して、右の「原子力防災計画の整備」および「万一の場合に備えた普段からの準備の必要性」を全く考慮せず必要とも考えていなかったことを証拠づけている。

にもかかわらず被告は、「安全審査の位置付け」が「ああだ、こうだ」と勝手に区分、細分化した文章を書き連ね、「だから安全審査の対象ではない」、「なお（しかし）原子力防災は別途措置されている」と主張する形で、あたかも被告は別のところでは、ちゃん